

宗教法人 要傳寺 護持会規程

（規程）

第1条 宗教法人要傳寺（以下、「寺」という）の護持会は、寺に所属する檀信徒並びに篤信者をもって組織する。

第2条 この規程は、日蓮宗宗制（以下、「宗制」という）第三十九号の規程に基づき、要傳寺護持会の運営の適正を図ることを目的とする。

（目的及び住職の指導）

第3条 護持会は、左の事項を行う。

- ア、寺門興隆及び堂宇保持の資援
 - イ、宗門運動の資援
 - ウ、宗費、宗務所費及び各種公課の資援
 - エ、徒弟及び寺族の援助
 - オ、寺が行う各種信行活動及び行事への参加資援
 - カ、その他必要と認める事項
- 2 前項の目的の実施及び運営については、住職の指導のもと行う。

（役員）

第4条 護持会に、左の役員を置く。

- 会長 一人
- 世話人 若干人
- 会計 若干人
- 監査 一名

（役員の選定及び任期）

第5条 役員の選任は、住職が行う。

2 役員の任期は、三年とし、再任することができる。補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の職務）

第6条 会長は、護持会を代表する。

2 世話人は、会長を補佐し事務にあたる。

3 会計は、会計事務にあたる。

4 監査は、事業ならびに会計の監査にあたる。

（経費の支弁及び護持会費の使途）

第7条 護持会の経費は、護持会加入者の納入する護持会費及びその他の収入をもつて支弁する。

2 護持会費は、第3条に定めるところの宗門ならびに菩提寺の護持発展の資助のために用いる。平素の仏祖三宝への給仕や、檀信徒の先祖供養等は、檀信徒からの布施を財源とし、護持会費は充てない。

（細則）

第8条 護持会の運営について必要があれば、別に細則を定めることができる。

附則

本規程は、昭和二十七年一月八日より施行する。
平成三十年十二月九日、第5条2項の役員の任期を「二年」から「三年」に改める。

以上

